



東京外かく環状道路（関越～東名）の大深度地下の使用の認可について

平成26年3月28日

平成25年11月8日に関東地方整備局、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社から申請のありました東京外かく環状道路（関越～東名）の大深度地下の使用の認可について、平成26年3月28日付けで認可いたしましたので、お知らせします。

なお、告示内容は別紙のとおりです。

以上

【問合せ先】

都市局都市政策課大都市戦略企画室課長補佐 小泉
整備係長 山本

TEL:03-5253-8111(内線 32262,32263)

FAX:03-5253-1586

○国土交通省告示第三百九十六号

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号。以下「法」という。）第十六条の規定に基づき使用の認可をしたので、法第二十一条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

国土交通大臣 太田 昭宏

第1 事業者の名称 国土交通大臣、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社

第2 事業の種類 （国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社の施行に係る部分）高速自動車国道中央自動車道富士吉田線（三鷹市東京都世田谷区間）に関する事業及びこれに伴う付随工事 （国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社の施行に係る部分）高速自動車国道関越自動車道新潟線（三鷹市東京都練馬区間）に関する事業及びこれに伴う付随工事

第3 事業区域 （国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社の施行に係る部分：延長六、三キロメートル）東京都世田谷区大蔵五丁目、喜多見六丁目、喜多見七丁目、喜多見九丁目、成城三丁目及び成城四丁目地内、東京都狛江市東野川三丁目及び東野川四丁目地内、東京都調布市入間町二丁目、東つつじヶ丘一丁目、東つつじヶ丘二丁目、東つつじヶ丘三丁目、仙川町二丁目、若葉町一丁目及び緑ヶ丘一丁目地内、東京都三鷹市中原一丁目、新川一丁目、北野三丁目及び北野四丁目地内（地下四十一メートルから地下七十八メートル） （国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社の施行に係る部分：延長七、九キロメートル）東京都三鷹市北野一丁目、北野二丁目、北野三丁目、牟礼一丁目、牟礼二丁目、井の頭一丁目及び井の頭二丁目地内、東京都世田谷区北烏山五丁目及び北烏山七丁目地内、東京都杉並区久我山四丁目、西荻北四丁目、善福寺一丁目、善福寺二丁目、善福寺三丁目及び善福寺四丁目地内、東京都武蔵野市吉祥寺南町三丁目、吉祥寺南町四丁目、吉祥寺南町五丁目及び吉祥寺東町四丁目地内、東京都練馬区関町南一丁目、関町南二丁目、上石神井南町、上石神井一丁目、上石神井二丁目、上石神井三丁目、上石神井四丁目、石神井台一丁目、石神井台二丁目、石神井台三丁目及び石神井台四丁目地内（地下四十一メートルから地下七十五メートル）

第4 事業により設置する施設又は工作物の施設頂面の耐力

（国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社の施行に係る部分）一平方メートル当たり約五百六～八百四十九キロニュートン

（国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社の施行に係る部分）一平方メートル当たり約二百四十七～千百十六キロニュートン

第5 使用の期間

（国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社の施行に係る部分）平成二十七年度からトンネル構造物の存続期間中 （国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社の施行に係る部分）平成二十七年度からトンネル構造物の存続期間中